

# 令和7年度「自治体法務検定（政策法務）受検コース」実施要領

## 1 目的

地方分権の進展により、これからの地方自治体には、地域の実情に応じた独自の施策や行政サービスの提供が不可欠である。

このため、テキスト等を利用した自主学習により政策法務に関する知識・考え方を学ぶとともに、「自治体法務検定（政策法務）」を受検することを通じて、政策法務能力の向上を図る。

2 対象者 希望する県及び市町等職員

3 定員 10名（県7名、市町等3名）

## 4 実施方法

(1) 学習方法は、自宅での自主学習による。

(2) 受講者は、次の日時に、愛媛県研修所において検定試験を受ける。

受検日：令和7年12月1日（月）

【受付 13:00～13:15、検定時間 13:30～15:30、終了予定 15:40頃】

月日 (曜)	13:00	13:20	13:30	15:30
12月 1日 (月)	受付 (13:00～13:15)	受検要領 の説明	検 定 (120分)	用紙 回収

(3) 1000点満点中500点以上に達した者を受講修了と認める。

## 5 実施場所（検定試験）

愛媛県研修所（松山市東野4丁目乙225 TEL:089-977-2122）

## 6 検定内容

・自治体法務検定の詳細は、次の検定HPをご覧ください。

<https://www.jichi-ken.com/>

・出題分野

自治体法務とは、立法法務の基礎、解釈運用法務の基礎、評価・争訟法務、自治体運営の基礎、住民自治の仕組み、情報公開と個人情報保護、公共政策と自治体法務

## 7 出題形式

4択マークシート方式 全70問 1000点満点

## 8 検定料

検定料（6,050円）は県費負担とする。

## 9 旅費

・県職員の旅費は、一般の出張として取り扱うこと。

・市町職員の旅費は、所属市町の規定に基づき支給すること。

## 10 その他

・公式テキスト及び問題集については、検定HPをご覧ください。なお、研修所から貸し出すこともできます。ただし、数量に限りがあります。詳細は、受講決定者へお知らせします。

・自家用車を乗り入れる場合は、研修所正面玄関より奥側に駐車すること。